

水道料金 (基本料金) を3カ月分減免します (コロナ禍における物価高騰などの影響を踏まえた負担軽減策)

村では、コロナ禍において、原油価格・物価高騰により影響を受けている生活者・事業者に対する負担軽減策として、以下のとおり水道料金のうち、基本料金を減免します。

■対象者

本村水道事業 (上水道、簡易水道) と給水契約をしている官公庁を除くすべての利用者 (個人、事業者)

■減免内容 (例)

1カ月15㎡水道を使用した場合

料金 (税込)	基本料金 (10㎡まで)	従量料金 (1㎡/121円)	合計	減免額	支払い金額 (1カ月) (10円未満切り捨て)
	1,210円	605円	1,815円	1,210円	600円

※実施期間の3カ月では、基本料金1,210円×3カ月分=3,630円の減免となります。

※従量料金 (10㎡以上使った分の料金) は減免対象ではありません。

※使用水量のお知らせ (検針票) は正規の料金で発行しますが、納付時・口座振替時は減免後の金額でのお支払いとなります。



■実施期間

令和4年12月納付分から令和5年2月納付分までの3カ月分

■注意事項

- ・今回の減免に伴う申請手続きは必要ありません。
- ・手続きのために銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。
- ・役場から電話や訪問することは、原則ありませんので、不審に思ったら役場までお問合せください。

〈問い合わせ〉水・環境課 水道係 TEL0967 (67) 3176

住民税均等割非課税世帯に対する 価格高騰緊急支援給付金 (5万円/1世帯) のご案内

この給付金 (電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、1世帯あたり5万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

■給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

■給付金の支給時期

村が確認書を受理した日から約3週間後

■支給対象となる世帯 (以下①、②いずれかにあてはまる世帯) とその手続き

①世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

村から確認書が送付されますので、必要事項を記入のうえ、返送してください。

※世帯の中に、令和4年1月2日以降の転入者がいる場合は別途申請が必要です。

詳しくは住民福祉課福祉係にお尋ねください。

②令和4年1月から12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯 (家計急変世帯)

住民福祉課福祉係窓口での申請が必要です。

申請期間: 12月1日 (木) から令和5年1月31日 (火) まで

住民税非課税となる年間給与収入の目安: 単身→93万円以下、母・子 (1人)→137.8万円以下



※住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

〈問い合わせ〉・内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

TEL0120 (526) 145 午前9時～午後8時まで (土日祝、12月29日～1月3日を除く)

・住民福祉課 福祉係 TEL0967 (67) 2702 (直通) 平日午前8時30分～午後5時まで